9　法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。この場合において、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面によるものとする。

10　法第五十七条第九項後段に規定する法務省令で定める措置は、入国審査官が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）を利用して同条第八項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

第六十一条の二中「第二号、第三号」の下に「、第三号の二」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第十四条の二第一項に規定する指定の権限

別表第二報道の項の次に次のように加える。

高度専門職	一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動を行う者にあつては、五年 二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、無期限

別表第二投資・経営の項を次のように改める。

経営・管理	五年、三年、一年、四月又は三月

別表第二技術の項上欄中「技術」を「技術・人文知識・国際業務」に改め、同表人文知識・国際業務の項を削り、同表特定活動の項下欄第一号及び第二号を削り、同欄第三号を同欄第一号とし、同欄第四号を同欄第二号とし、同欄第五号中「一から四まで」を「一及び二」に改め、同号を同欄第三号とする。

別表第三報道の項の次に次のように加える。

高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動
	一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　本邦において行おうとする活動に応じて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 ロ　本邦において行おうとする次の(1)から(3)までに掲げる活動の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる資料 (1)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 (2)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料 (3)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料 二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　前号ロに掲げる資料 ロ　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留しながら同号に掲げる活動を行つた期間が三年以上であることを明らかにする資料 ハ　素行が善良であることを証する書類

別表第三投資・経営の項を次のように改める。

経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動
	一　次のイからハまでに掲げる資料 イ　事業計画書の写し ロ　当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） ハ　損益計算書その他これに準ずる書類の写し（事業を開始しようとする場合においては、この限りでない。） 二　次のいずれかに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ　その他事業の規模を明らかにする資料 三　事業所の概要を明らかにする資料 四　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 五　事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書

別表第三技術の項上欄中「技術」を「技術・人文知識・国際業務」に改め、同項中欄中「法別表第一の二の表の技術の項」を「法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項」に改め、同表人文知識・国際業務の項を削り、同表留学の項下欄第四号中「該当する活動」の下に「（本邦の小学校若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。）」を加え、同欄に次の一号を加える。

五　申請人が中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料

別表第三特定活動の項下欄第一号から第三号までを削り、同欄第四号中「法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動であつて」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第五号を同欄第二号とする。

別表第三の四の一の表中「投資・経営」を「高度専門職、経営・管理」に、「技術、人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

別表第三の五報道の項の次に次のように加える。

高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動
	一　本邦において行おうとする活動に応じて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 二　本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 ロ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料 ハ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料